



熱気溢れる講習会会場

(一財)食品産業センター主催

「給食事業者向け軽減税率制度の説明会」開催

消費税「軽減税率制度」等のポイント

農林水産省外食産業室協力

国税庁課税部消費税軽減税率制度対応室が講演

■ はじめに

(一財)食品産業センターが主催する、給食事業者向け「軽減税率制度に関する説明会」が9月6日、東京・港区の芝パークビルで開催された。これは農林水産省食料産業局の外食産業室により、(公社)日本給食サービス協会、(公社)日本メデイカル給食協会及び(一社)日本弁当サービス協会に会員企業の出席を呼び掛けて実現したセミナーで、当日は約80社の会員約100人が出席して相当な熱気に包まれた。人手不足や働き方改革、食材や物流費高騰に泣く給食業界は当然、10月から始まる増税に最大限の関心を持っている。この喫緊の課題、軽減税率制度は時流に合わせて適当にこなすことのできない事項といえる。本説明会の内容をまとめたので、ぜひ参考にさせていただきたい。

■ 軽減税率となるか標準税率となるか

会場には日本給食サービス協会、日本メデイカル給食協会及び日本弁当サービス協会の会員ら約80社、約100名以上が出席して熱気渦巻く雰囲気が始まった。

はじめに、今回セミナーの主催者として、食品産業センターの池田祐一企画調査部次長は、「間近に迫った増税に関する講習会を開催するの



池田食品産業センター次長

で、理解を深めていただき、各社に持ち帰ってください」とあいさつした。

今回の講習内容は、消費税「軽減税率制度」等がポイント。講師は、国税庁課税部消費税軽減税率制度対応室の加藤博之課長補佐が務めた。

10月からスタートする軽減税率制度の完全理解を求め、集まった給食関係者に向かって2時間以上にわたり熱心な質疑応答が繰り返された。

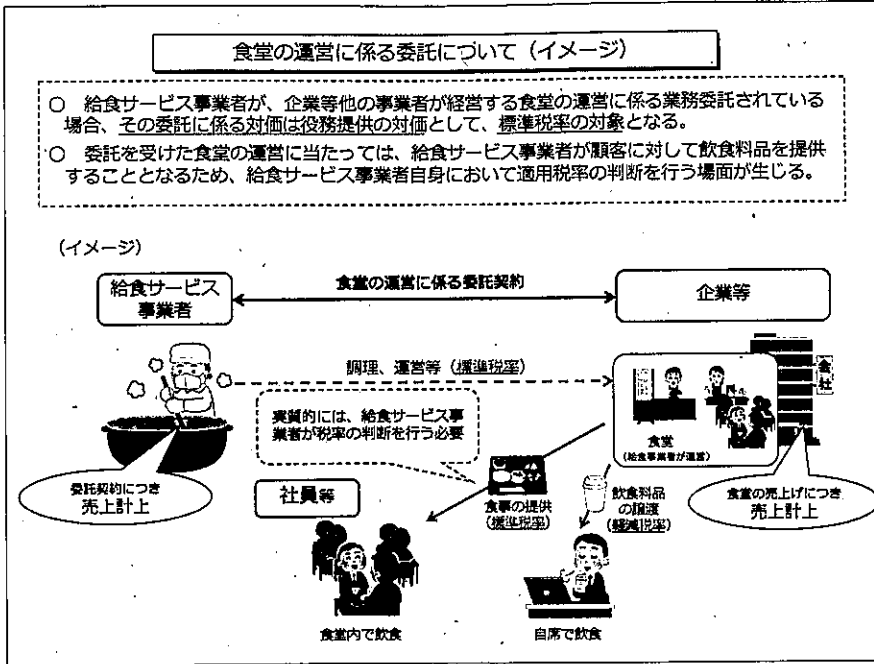
加藤氏は「各社の実務を思い浮かべながら聴いていただきたい。参加者の多くは同じ業界であり、質問の内容にも共通点が多いので、お答えすることで同じ認識を得られれば幸い」と述べ、食堂の運営に係る委託(資料1)についてのイメージ説明から話は始まった。

その前に、簡単なおさらいをしたい。

消費税の軽減税率制度において、「飲食料品の譲渡」は軽減税率となるが、この「飲食料品」とは人の飲用又は食用に供されるものをいう。一方、「食事の提供(いわゆる「外食」)」は、「役務の提供」であることから、標準税率となる(軽減税率とはならない)。

したがって、飲食料品の販売を行う事業者はその販売について、「飲食料品の譲渡」と役務の提供である「食事の提供」を区別し、適用税率を判定する必要がある(「飲食料品の譲渡」については、軽減税率が適用され、「食事の提供」については、標準税率が適用されることとなる)。

(資料1)



例えば、「イートインコーナー」があるコンビニエンスストアやスーパーマーケットなどは、その販売を行う際、顧客に「持ち帰り」か「店内飲食(食事の提供)」かの「意思確認」を行うなどして適用税率を判定することとなる。

今回の説明会における質疑応答の大部分は、給食事業者と委託者(食堂を持つ委託先の病院や企業)、または給食事業者と有料老人ホームの設置

者・運営者との委託については軽減税率の適用対象外になることを前提に、では個別的な食材の提供や、対喫食者についての「飲食料品の提供」についてはどうなるのかといった、個別的な各現場での適用範囲の確認だった。

特に、有料老人ホーム等の設置者が入居者に飲食料品の提供をする場合は軽減税率が適用されるのに対し、給食サービス事業者が入居者に対して直接食事を提供する場合はすべて軽減税率が適用されるのか、あるいは料金回収から食事提供まで丸投げされた場合に限るかなど、その適用範囲が難しいために起こる様々な個別具体的な質問&回答だった。

そこで、解決の一端となるべく、以下に加藤氏からご講演いただいた軽減税率制度において給食事業者が留意すべきポイントなどをまとめた。

もとより増税の是非については脇に置いていただき、これらの講習内容により10月から直面する可能性のある様々な課題について少しでもスムーズに解決されることを願ってやまない。

※注意=要旨説明のはじめに、以下文中の意見などについては説明者の個人的な見解であることをお断りしておく。

説明要旨

講師：国税庁課税部消費税軽減税率制度対応室 加藤博之課長補佐

1 基本的な考え方

消費税「軽減税率制度」では、「飲食料品の譲渡」が軽減税率の適用対象となり、いわゆる「外食(食事の提供)ⁱ⁾」や「ケータリングⁱⁱ⁾」などの飲食料品を飲食させる役務の提供(サービス)については、軽減税率の適用対象外(標準税率)となる。ただし、「ケータリング」のうち、有料老人ホーム等の設置者等が入居者に対して行う飲食料品の提供(給食など)は、一定の要件のもと軽減税率の適用対象となる。



熱演する加藤国税庁課長補佐

また、軽減税率が適用されるか否かなどの適用税率の判定は、「売り手」が、販売の時点で、判断することとなる。したがって、とりわけ「売り手」は、自らが「どのような取引を行うのか」「何を譲渡（販売）するのか」を整理し、適切な適用税率を判断することが求められる。

2 いわゆる給食調理業務等委託契約に基づく業務の考え方

多くの給食事業者の方は、取引先との間でいわゆる「給食調理業務等委託契約」を締結し、それに基づき食材の調達や調理業務という一連の給食サービスを行う（資料2）ことが多い。そのよう（資料2）

なケースでは、給食事業者の方が取引先から受領する対価は、「役務の提供」の対価であり、軽減税率の適用対象とはならず、標準税率が適用されるのが基本となる。

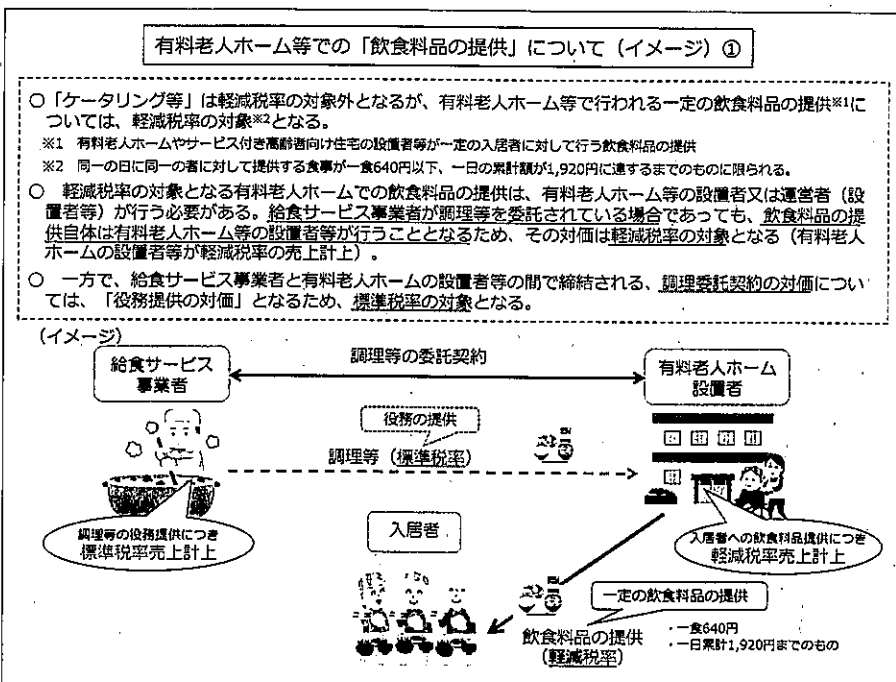
給食調理業務等委託契約に基づく業務等の対価に係る適用税率等について、給食事業者の方やその取引先の方（有料老人ホームの設置者等）から頻繁に受けるご質問の内容とその考え方を、以下のとおり整理したい。

Q1. 取引先との間の給食調理業務等委託契約について、「食材売買契約」と「調理業務等委託契約」とに分け、別々に契約すれば、前者には軽減税率

が適用されると考えればよいですか？

A 給食調理業務等委託契約は、給食の実施のための食材の調達と調理業務という一連の給食サービスを内容とした一つの役務の提供を約束したものであるのが一般的です。したがって、仮に契約を分割したとしても、実態として一連の給食サービスを提供するものと認められる場合には、全体として標準税率の適用対象となります。

Q2 給食調理業務等委託契約において、「食材費（飲食料



ウオクニ株式会社

企業・学校・病院
 社会福祉施設等の
 食堂運営なら

神戸市灘区船寺通4丁目5番16号 TEL (078) 801-7755 FAX (078) 801-9375
 営業拠点 東京、大阪、大阪南、中部、神戸、神戸FC、加古川、岡山
 山陰、広島、広島FC、福岡、宮崎、長崎、四国、八戸

品の譲渡の対価)」や「管理費(委託料や加工賃など役務の提供の対価)」といったように内訳を記載した場合、それぞれの対価について適用税率を判断する必要があるのですか？

A 対価の内訳を記載したとしても、給食事業者の方が契約に基づき行う業務は、あくまでも食材の調達と調理業務という一連の給食サービスを内容とした一つの役務の提供であることから、全体として標準税率の適用対象となります。

Q3 現在、給食調理業務等委託契約により、食材の調達と調理業務という一連の給食サービスを内容とした一つの役務の提供を行っています。今後、経営方針として、「食材の販売」と「調理業務」を別会社として、取引先とそれぞれ契約を締結することを考えています。その場合、別々の会社が行っている取引について、一つの役務の提供として適用税率を判断する必要があるのですか？

A 消費税は取引課税であり、それぞれの会社が行った個々の取引ごとに、適切な適用税率を判断することとなります。したがって、基本的には、それぞれの会社が行っている取引について、一つの役務の提供として適用税率を判断する必要はありません。

Q4 給食調理業務等委託契約の相手方である有料老人ホームの設置者から追加料金を受領し、野菜ジュースやヨーグルトなどの食品を、入居者の希望に応じ、食事の際にあわせて提供しています。その追加料金の適用税率について、どのように考

えればよいですか？単なる「飲食料品の譲渡」として軽減税率の適用対象となると考えてよいですか？

A ご質問の野菜ジュースやヨーグルトといった食品が、給食調理業務等委託契約に伴って提供されるものなのか否かにより考える必要があります。ご質問のケースは、給食調理業務等委託契約による通常の食事に加えて行われる飲食料品の提供であることから、給食調理業務等委託契約に伴って、給食事業者の方が有料老人ホームの設置者の方に対し行う役務の提供と整理するのが自然ではないかと考えられます。

他方、例えば、その追加分について、「入居者個人に対し別途請求し、個別に届けている」(有料老人ホームの設置者との取引ではない)や「食品販売事業者と設置者(又は入居者)の間の取引となっている」(給食事業者の方がその取引の「売り手」にも「買い手」にもなっていない)などの実態があるような場合には、単なる「飲食料品の譲渡」として、軽減税率の適用対象となり得るとも考えられます。

Q5 学校給食は軽減税率の適用対象となると聞いていますが、保育所や認定こども園の給食も、軽減税率の適用対象となると考えてよいですか？

A 保育所や認定こども園が社会福祉事業の一環として園児に対して行う給食の提供は、「非課税」です。

なお、軽減税率の適用対象となる「学校給食」は、義務教育諸学校の施設において、その設置者

食事は愛をテーマに私達は新しい食スタイルを創造します。

事業所・病院などの食事サービス運営はもちろんのこと、プランニング、設計、デザイン、経営企画などのソフトまでを提供するトータルマネジメント企業です。新調理システムでの運営もお気軽にご相談ください。

食・愛

株式会社
日米クック

グループ

〔本社・関西支社〕

〒531-0076 大阪市北区大淀中1丁目17番22号
TEL 06-6452-2135(代) FAX 06-6452-2184
URL : <http://www.nichibei.jp>

〔神戸支社 TEL : 06-6452-2131〕 〔西日本支社 TEL : 082-291-2680〕 〔九州支社 TEL : 092-589-3175〕

が、児童又は生徒の全てに対して学校給食として行う飲食料品の提供とされています。

3 有料老人ホームの設置者等との取引における留意点

基本的には、有料老人ホームの設置者等との間の給食調理業務等委託契約に基づく業務についても、役務の提供そのものであり、その対価は標準税率の適用対象となる。ただし、給食事業者の方

が有料老人ホーム等の「運営者」に該当するようなケース(資料3)においては留意が必要となる。

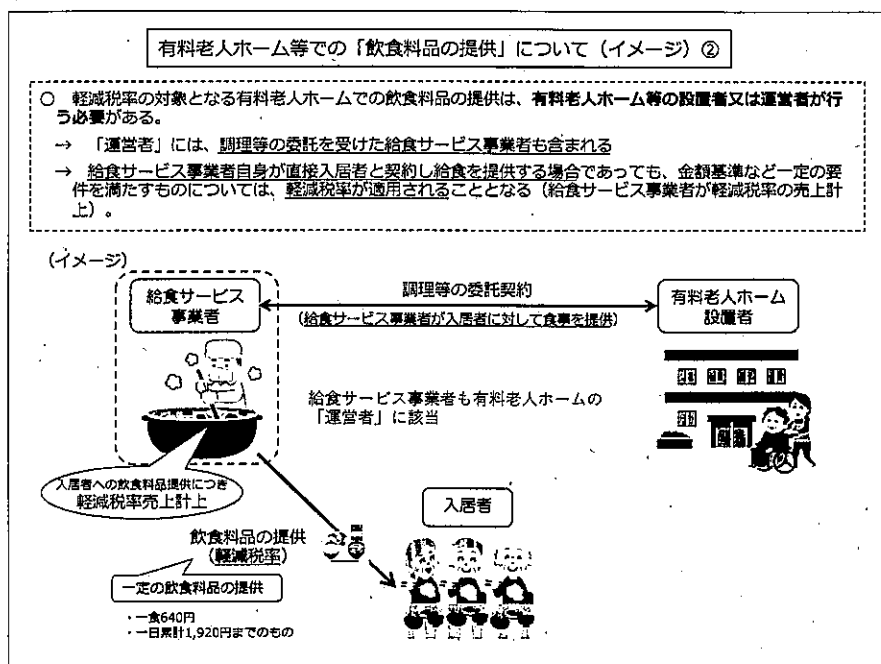
軽減税率制度においては、有料老人ホームの設置者又は運営者が入居者に対して行う飲食料品の提供のうち、一定の要件を満たすもの(1食640円(税抜き)、1日累計1,920円(税抜き)までのもの)については、軽減税率の適用対象とされている。

ここでいう有料老人ホームの「運営者」につ

いては、厚生労働省が示す指針において「委託を受けた事業者を含む」とされているところであり、有料老人ホームの設置者等から「食事の提供」につき委託を受けている給食事業者の方もそれに該当し得ることとなる。

例えば、給食事業者の方が有料老人ホームの入居者の方と直接給食の提供に関する契約を締結するような場合、その給食事業者の方は「運営者」に該当し得ることから、給食事業者の方が入居者に対して行う給食の提供のうち、一定の要件を満たすものについては、軽減税率の適用対象となり得ることとなる。

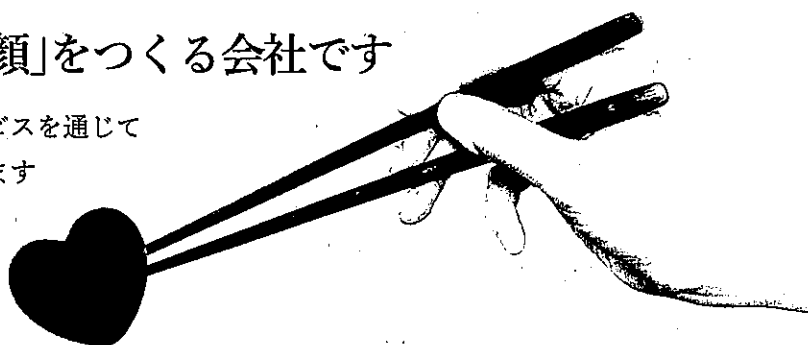
(資料3)



- i 軽減税率制度における「食事の提供」とは、テーブル、椅子など飲食に用いられる設備がある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供をいう。
- ii 軽減税率制度における「ケータリング」とは、相手方が指定した場所で行う、加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供をいう。

私たちは「健康」と「笑顔」をつくる会社です

安心・安全で質の高いフードサービスを通じて
お客様の健やかな暮らしに貢献します



メニュー株式会社

本社 〒463-0003
名古屋守山区下志段味字池田810番地
TEL(052)770-2221(代) FAX(052)770-2229

メニュー 検索 <http://www.me-kyu.com>